「工联会報」号外

一日のストライキで 大勝利解決！

坂井発動機製作所 工联の指導の下に

事件の発端

葛飾区小谷野町一大一の坂井発動機製作所では工場主坂井庄次郎の妻を通じて職工長に対して今度主人が直接カン督することになるのですが然し貴郎は平職工にはなれないでせうと暗に辞職強要をほのめかした。その后四月九日右職工長は工場の都合での都合で馘首された。

職工長復職の嘆願

職工長は常に職工一同から尊ケイされてゐた。そこで四月十一日夜一同協ギの結果職工長カク首の不当を叫び作業上に関係ありとの理由で前職長の復職を嘆願することに一決し職工代表三名をあげて工場主に交渉した処工場主はこれを拒絶した。

別に退職手当の嘆願に及ぶ

職工長復職の嘆願は拒絶された。然かも主人は却て職工長を悪し様に罵りたるため職工らの不安は益々募り自分らも何時馘首されるやも知れずと考へ解雇反対と要求且つ退職手当の制定を嘆願したが之も亦工場主の容る処とならず工場は刻々に動揺し始めた。これを見た工場主は厭なものは止めよとて工場から一同を締め出したので皆は止むなく引きあげた。処前職工長は問題は自分のために原因しておるといふ責任感から工場主に交渉して退職手当の制定に関する覚書を交換することにより本件の解決を見るに至れり。

暴力団に委任して覚書を破棄する。

四月十四日に至り佃政の伴天を着た男及び他の一名の男が威カク的な態度を示しつゝ工場内を徘徊した。そして俺は二人や三人の人間を殺しても平気だ。相手は金持ちだから」と暗に暴力を行はんとする言動を示して職工を脅した。その后四月二十二日に至り前記佃政の伴天着の男が工場主の委任により覚書を破棄すると告示した。職工らは事の意外に驚き且つ主人が暴力団を使用して覚書を破棄することは職工に対する挑戦なりとして一同の憤ガイその頂点に達した。

二十三日一斉にストライキ決行

かゝる高圧的な背信極まる悪工場主をこらしめ且つ要求を貫ぬかずするために二十三日朝職工一同は出勤せず争ぎ団を編成し最后の手段として一斉にストライキを決行した。

関東工联直ちに應援す

一 四月二十三日朝争ぎ団代表三名は関東工联本部を訪ずれ「ストライキ決行に当り一切の経過を述べこれが指導応援を求めたので工联本部は直ちに緊急部会を召集して対策方針を決定し即時応援の準備を整へた。

大挙して交渉戦を展開

四月二十一日午后一時工联本部の南氏外二名先に争ぎ団代表三名は坂井工場主に会見を求めた。然るに一壮漢現はれて吾々代表の応援に当り工場主から一切の委任を受けておると称して高飛車に出て来たが吾々は彼を相手にせず工場主を引き出し強硬な交渉に入った。

覚書破棄の責任を問ふ

工联本部南代表は開口一番四月十二日従業員との間に締結したる退職手当に関する覚書を工場主の一方的意志によって破キしたる理由如何？暴力団が工場主に代って覚書を破キし工場内で威嚇的言動をすることは何故であるか？かゝる備瞞不信について責任を感ぜざるか？該覚書を復活して従業員に誠意を示し将来に対する不安を一掃する意志なきか？飽くまでかゝる高圧背信の態度をとるならば争ぎ団は一層硬化するであらう。そして改めて待遇改善要求数項を追加し工場法及健康保ケン法違反を摘発すべく準備がある」と抗ギ的な鋭い交渉に対して工場主坂井はウロくして答辯出来ず。只一事公員の助け船によって辛じて釈明的な哀願的な答べでゴマカさんとした。

工場主遂に屈して覚書の復活及改善條項の追加に同意す

今回の争ぎに於ける従業員側の態度は終始正々堂々の陣を張ってゐる。然るに工場側は何をしたか？覚書の破キ、暴力団の雇入れ、従業員の信望ある職工長の不当解雇、徒弟の酷使、工場法及健康保ケン法の違反、これである。工場主側にとってはこれらの諸事実のバクロされることによって益々不利な状態に陥ることと又争ぎ団が一層強化拡大することは何よりも恐ろしかったのである。そこでこの形勢を見た工場主坂井は遂に当初の覚書を復活して事件を落着せしむることの賢明を悟ったのである。かくしてこの斗争は一日のストライキを以て大勝利解決した。その条項は次の如くである。

一、退職手当

1. 満一ヶ年以上の勤続者に対しては日給二十日分を支給す。
2. 満二ヶ年以上の勤続者に対しては日給三十五日分を支給する。
3. 満三ヶ年以上の勤続者に対しては日給五十日分を支給する。
4. 満四ヶ年以上は一ヶ年を増す毎に日給十五日分を加算す。

追加条項

二、徒弟の待遇については工場に於て可及的速かに考慮すること。

三、争ギ中の日給は全額を支給する。

四、争ギ費用として金一封を支給する。

五、冠婚葬祭若くは入営者に対しては相当の弔慰金を給興する。

六、爾今従業員側と工場主と交渉する時は暴力団の如き、その他如何なる第三者をも介在せしめず直接交渉によること。

七、爾今工場主が従業員側と正式に合意決定したる事項は工場主一方の意志により破棄せざること。

八、労資代表者より成る工場委員会を組織すること。